

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>附 則 この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>別表1 (同 左) 別表2 (別 添) 別表3 } (同 左) 別表4 }</p>

別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
3 診療情報等の開示に係る料金			
(1) 京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）に基づく患者に関する保有個人情報診療情報の開示に係る料金	法人文書1件につき	(300)	
(略)			
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。